

(趣旨)

第1条 この規則は、妙高市滞在型市民農園条例(平成19年妙高市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請)

第2条 条例第6条の規定により市民農園を利用する許可を受けようとする者は、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、指定管理者があらかじめ定めた期間において行うものとする。

(利用者の要件)

第3条 条例第7条第4号に規定する市長が別に定める要件とは、次に掲げるものとする。

- (1) 自ら市民農園を利用し、充実した農園活動を実践する意思を有すること。
- (2) 市民と積極的に交流する意思を有すること。
- (3) 公益部分の共同作業に参加できること。
- (4) 原則として、2組以上の家族又はグループ等での共同利用ができること。
- (5) 原則として、月に4日以上滞在し、施設の良好な維持管理ができること。
- (6) 妙高市に住所を有しないこと。
- (7) 市民農園の管理運営に関する規程等を遵守できること。

(選考の方法)

第4条 指定管理者は、第2条の規定により利用許可申請書を提出した者(以下「申請者」という。)を条例第7条の規定に基づき審査し、利用者を決定するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による審査の結果、利用の許可が適当と思われる者の数が利用させるべき区画数を超えるときは、抽選により利用者を決定するものとする。この場合において、必要と認められる範囲で補欠者を定めることができる。

3 指定管理者は、利用者を決定した翌日から1年以内に空き区画が生じたときは、補欠者の中から抽選により利用者を決定するものとする。この場合において補欠者がいないときは、受付名簿の上位者から順次、利用者を決定するものとする。

(利用の許可)

第5条 指定管理者は、市民農園の利用を許可するときは、別記様式第2号による利用許可書を交

付する。

(利用契約の締結)

第6条 前条の規定により利用許可書の交付を受けた者は、指定管理者が定める期日までに市民農園及び条例等を確認の上、別記様式第3号の利用契約書により契約を締結するものとする。

(利用期間の更新)

第7条 利用期間を更新しようとする者は、期間満了3か月前までに別記様式第1号による利用許可申請書により再申請しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第8条 利用者は、利用期間内に利用の変更又は取消しをしようとするときは、その3か月前までに別記様式第4号による利用変更・取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用の変更又は取消しを許可するときは、別記様式第5号による利用変更・取消許可書を交付する。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、条例第8条の規定により利用を停止し、又は利用の許可を取り消したときは、別記様式第6号による利用許可取消等通知書を交付する。

(利用料金の端数処理)

第10条 条例第5条第1項ただし書の規定により利用期間の途中から利用する場合における残余期間の利用料金の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(利用料金の納入)

第11条 利用者は、第6条に規定する契約に基づき利用料金を納入するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 条例第9条第5項の規定による利用料金の減免に関し、市長が別に定める基準とは、おおむね次の各号によるものとし、減免率は当該各号に定めるとおりとする。

(1) モニターとして利用させるとき。 利用させる月数分に相当する利用料金の5割相当額

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。 市長が必要と認めた割合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、別記様式第7号による利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の減免を決定するときは、別記様式第8号による利用料金減免決定通知書を交付する。

(利用料金の還付)

第13条 条例第9条第5項の規定による利用料金の還付に関し、市長が別に定める基準とは、おおむね次の各号によるものとし、還付する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、市民農園が利用できなくなったとき。  
利用することができなくなった月数分(理由が発生した月分を除く。)に相当する利用料金の額
- (2) やむを得ない理由により利用の取消しをする場合で、その3か月前までに取消しを申し出たとき。 利用しなかった月数分に相当する利用料金の額
- (3) その他市長が相当の理由があると認めたとき。 市長が必要と認めた額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、別記様式第9号による利用料金還付申請書を当該理由が生じたのち、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、利用料金の還付を決定するときは、別記様式第10号による利用料金還付決定通知書を交付する。

(届出)

第14条 利用者が、市民農園又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに別記様式第11号による市民農園等損傷滅失届出書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、妙高市滞在型市民農園条例(平成19年妙高市条例第12号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定による準備行為に関するこの規則の手続は、この規則の施行前においても、第3条から第6条までの規定の例により行うことができる。

(指定管理者不在期間における規定の適用)

3 条例附則第3項の規定による指定管理者不在期間において、この規則の規定を適用させるときは、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用」とあるのは「使用」とする。

附 則(平成22年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。